明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一）　二

○ガス事業法施行令の一部を改正する政令（二）　二

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件（法務五）　二

○学校教育法第百十条第五項の規定に基づく認証評価機関からの変更の届出に関する件（文部科学一）　三

○保安林の指定をする件（農林水産五四～六九）　七

〔人事異動〕

内閣　内閣府　最高裁判所　九

〔官庁報告〕

官庁事項

指定確認検査機関に対する処分及び監督命令に係る公示（国土交通省）　二

指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示（同）　三

法　務

公証人任免（法務省）　三

〔公　告〕

諸事項

官庁

押収物還付、建築基準適合判定資格者に対する処分関係

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一号）（経済産業省）

ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律（令和四年法律第八〇号）の施行期日は、令和五年一月一六日とすることとした。

◇ガス事業法施行令の一部を改正する政令（政令第二号）（経済産業省）

1　ガスの使用制限等に関する改正

㈠　ガス事業法（昭和二九年法律第五一号。以下「法」という。）第一〇六条の三第一項の規定により使用するガスの量の限度を定めてするガス小売事業者若しくは一般ガス導管事業者（以下「ガス小売事業者等」という。）が供給するガスの使用を制限すべきことの命令又は勧告は、年間のガスの供給量が五〇万立方メートル以上であるガス小売事業者及びガス小売事業者が行う小売供給に関する契約（以下「小売供給契約」という。）を締結してガス小売事業者等が供給するガスを使用する者について行うものでなければならないこととした。（第八条第一項関係）

㈡　法第一〇六条の三第一項の規定により新たに供給を受けるガスの量の限度を定めてするガス小売事業者等から新たにガスの供給を受けることを制限すべきことの命令又は勧告は、年間のガスの供給量が一、〇〇〇万立方メートル以上である小売供給契約を締結して新たにガスの供給を受けようとする者について行うものでなければならないこととした。（第八条第二項関係）

㈢　経済産業大臣が、法第一〇六条の三第二項の規定により、ガス小売事業者等からガスの供給を受ける者に対し、ガス小売事業者等が供給するガスの使用の状況及び同条第一項の規定による命令又は勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができることとした。（第九条関係）

2　権限の委任に関する改正

㈠　経済産業大臣のガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するための体制整備等に係る報告の徴収及び立入検査に関する権限を電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）に委任することとした。（第一九条第一項関係）

㈡　経済産業大臣のガスの使用制限等に係る監査、報告の徴収及び立入検査に関する権限は委員会へ委任しないこととした。（第一九条第二項関係）

㈢　経済産業大臣のガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するための体制整備等に係る報告を受ける権限を供給区域を管轄する経済産業局長及び特定導管の設置の場所を管轄する経済産業局長に委任することとした。（第一九条第四項関係）

3　附則関係

この政令は、ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律（令和四年法律第八〇号）の施行の日（令和五年一月一六日）から施行することとした。ただし、2の㈠及び2の㈢は、公布の日から施行することとした。